

令和 4 年 6 月 会 議
第 24 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年6月24日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号4番	細谷則子	議席番号11番	橘川利一
議席番号5番	見上智	議席番号12番	加藤栄三
議席番号6番	多田平雄	議席番号13番	新倉賢一
議席番号7番	山崎弘子	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請事案
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第16号 農地法第3条目的の買受適格証明願事案
議案第17号 農用地利用集積計画決定事案
議案第18号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第6号 専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山	豊
次 長	青 山	清
総 括 副 主 幹	田 中	誠
主 査	椎 野	祐一郎
主 事 補	北 村	悦 子

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。

ただ今より第24回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、14名、推進委員は3名、全員でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、1番 森山委員、2番 比留川スミ江委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（椎野主査）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。

既に実施されております5月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。

7月19日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第4班の委員が出席される予定でございます。同日 第25回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。

25日 第25回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員16名が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。

法第3条許可申請2件 3,214平方メートル、法第5条許可申請2件 6,576平方メートル、買受適格証明1件 2,016平方メートル、農用地利用集積計画決定5件 4,875平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 1,785平方メートル、法第4条届出2件 941平方メートル、法第5条届出3件 2,341.56平方メートル、合計16件 21,748.56平方メートルでございます。

なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。

慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。

それでは、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請事案を議題といたしますが、整理番号4番、5番は申請人であります譲受人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願ひます。

○事務局(椎野主査) 総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番でございます。申請地は[REDACTED]外3筆、地目 田、現況 畑、地積合計1,980平方メートルでございます。申請理由は、農業経営の安定を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5ページをご参照願ひます。

次に総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号5番でございます。申請地は[REDACTED]外2筆、地目 田、現況 畑、地積合計1,234平方メートルでございます。申請理由は、農業経営の安定を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、7ページをご参照願ひます。譲受人は、年齢[REDACTED]歳、利用集積による畑5,294平方メートルを耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である20アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機2台等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の計2名、従事日数は350日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願ひます。9番 鈴木委員

○9番(鈴木 洋一君) 本件につきまして6月20日、第3班私の他に栗原委員、比留川晴雄委員、内藤推進委員と事務局3名と計7名で現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。今回の申請地整理番号4番、現地は竹林になっておりまして、筍の生産がされておりました。地番[REDACTED]には育苗ハウスが設置されておりました。整理番号5番、地番[REDACTED]

は、竹林になっておりました。■■■、■■■は果樹の栽培を予定されているということで、柿、栗等が予定されるということでした。現地は農地として適正に管理されておりましたので、許可申請事案につきまして第3班といたしましては許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。譲受人の自宅のすぐ隣の場所です。譲渡人は農業従事ができないということで当初は借りる予定でしたが、買ってほしいということになりまして今回の申請事案になったようです。今まで荒れていたんですが片付けをして、さらに■■■がまだ竹林が荒れ放題な状態ですが随時片付けるということで、このまま放っておくよりは、新しい所有者が管理した方がより農地らしくなると私は思っております。特に問題ないと思います。以上でございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は■■■■■■■■■■外1筆、地目畑、地積合計2,888㎡でございます。土壤改良及び農地造成を目的といたします一時転用でございます。期間は許可後12ヶ月間でございます。権利の種類は使用貸借権の設定、農地区分は市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。

内容といたしましては、申請地の黒土を約 1m掘削し、約 2,700 m³を搬出します。さらにその下の赤土を 2m掘削し、表土として約 5,300 m³を現地に仮置きいたします。外部から搬入した土を約 1.2m埋め戻し、その上に仮置きしていた赤土 2mを被せて表土とするとのことでございます。施工計画につきましては、お手元に配布してございます資料 1 に申請図面等でお示ししてございますので併せてご参照願います。この一時転用に伴います工事の概要は、主に土壌改良を目的とした掘削・埋め戻し及び農地復元でございます。防除対策といたしまして、境界から 1m後退して施工し、周囲に土砂の流出・飛散を防ぐため、防風・防音シートを設置します。客土につきましては、[REDACTED]による（仮称）平塚プロジェクト新築工事にて発生しましたもの約 3,200 m³で、搬入計画につきましては、4t ダンプトラック 3 台を使用し、1 日平均のべ 15 台、平均搬入量 33 m³とのことでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）整理番号 4 番につきまして、許可申請地は耕運状態であり適正な管理が行われている農地でございました。現地を確認したところ別紙の資料にあります土地利用計画図の記載の通り、土砂及び雨水の流失に対する防除対策が講じられていれば、近隣農地に影響がないものと考えられましたので、第 3 班といたしまして一時転用はやむを得ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]外 1 筆、地積合計 2,888 平方メートルの農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の 4 点についてお尋ねいたします。

- 1 農地造成を行う理由について
- 2 造成計画及び工程・工期並びに工事期間中の安全対策について
- 3 隣接耕作者の同意状況と周辺地域への説明状況について
- 4 造成後の営農計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（ ） と申します。よろしくお願
いします。

○参考人（ ） と申します。よろしくお願
いします。

○参考人（ ） 1 農地造成を行う理由について、長年畑と
して農薬等使用し続けたため、表層の土の菌等を除くため下層の赤土を表土とし使用し、
無農薬野菜等の作付け栽培をするために申請をいたします。

2・ 造成計画及び工程・工期並びに工事期間中の安全対策につきまして、造成計画について
は申請面積 2,888 m²で現在の上層の表土 1mを外部に搬出したしまして、下層の赤土 2mを
土壌改良にて場内にストックし、現地場より最大で 30 cmの盛土造成工事であります。周囲
の盛土により、法面勾配 29 度と現地盤にすりつけの形になります。法面につきましては十分締め堅
を行いまして、土砂等流失しないよう施工いたします。土の採取先が工事してい
ます（仮称）平塚プロジェクト新築工事施工工事
の建設発生土で盛土をいたします。地質分析結果証明書は本申請書に添付しております。
土量につきましては上層 1mの外部搬出部分と、現地盤の盛土 30 cmで計 3,200 m³の盛土と
なります。搬入計画につきましては使用するダンプ 4 トン車 3 台、1 日平均のべ台数 15 台、
1 日平均搬入量 33 m³、換算しますと計 97 日。使用する機械についてはバックホウ、ダ
ンプトラック、ブルドーザで各低層及び低振動型を使用いたしまして、周囲は仮囲いをい
たしまして高さ 1m80 cmの防音シートを設置いたします。工期につきましては、現地測量、
丁張等、進入路の造成工事等で 1 か月半、土工事、掘削、盛土、整地、片付け等で 10 か月
半、今年の 8 月 1 日より令和 5 年 7 月 31 日までの 12 か月の予定でございます。工事期間
中の安全対策について申請地は出入口は南側 1 ヶ所、入り口部分に工事区域内に入れない
ようバリケード等を設置して、車両の出入りに際しては常時交通誘導員を配置いたします。
工事車両の進入時間は 8 時 30 分から 5 時までといたしまして、通行者等がいた場合は徐行
し、事故のないように安全に十分注意いたします。

3 隣接耕作者の同意状況と周辺地域への説明状況については、隣接耕作者の同意書は本申
請書に添付してございます。周辺地域への説明状況については厚木土木事務所東部センタ
ーに土砂埋立行為許可申請を提出しておりまして、県の指示により申請地より周囲 50m以
内について説明の旨その報告書を提出する必要があるため、土地建物の所有者及び建物の
居住者に工事のお知らせ、計画図等の書面等にて説明及び郵送等で配布済みでございます。

4 造成後の営農計画については、レタス、ブロッコリー等の栽培を予定しております。草刈り等をして近隣に迷惑のかからないよう耕作していく所存でございます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）譲渡人にお会いしてお話聞いたんですが、現在水はけが非常に悪いとおっしゃっていたんですが、土地改良することによってその辺改良されるんでしょうか。

○参考人（ ）うちの方で土がなるべく踏み固まらないようにして下に浸透させるようなそういう方法で、普段トラクターで耕すと30cmだけが耕して、下30cmはカチカチになって、それをユンボで起こして下まで浸透するような方法で行います。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）搬入の道路ですが、北側と西側の道路は意外と幅が3m以下だと思うんです。4tダンプが通るんですよ。非常に道が狭いように感じるんです。大丈夫なんでしょうか。あそこは2m60cm位しかないのでは、4tダンプだと大丈夫ですかね。

○参考人（ ）4tダンプは2m10cmですから余裕があるんで、例えば歩行者がいた場合は十字路で止まるといったことで、歩行者が通り過ぎるのを待ちます。

○13番（新倉 賢一君）隣接耕作者に支障が出てくると困っちゃうし。

○参考人（ ）前回も私今回の前をやったんですが、その時も十分配慮して近隣に迷惑が掛からないようにしました。

○13番（新倉 賢一君）ダンプは4tダンプという事だけでいいんですか。

○参考人（ ）使うのは南側の道路で、入ってきた道路そのまま戻るような形で。

○13番（新倉 賢一君）同じ広さですよ。北側と西側の3m弱ですから。それで少し気になりましたから。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）枯れてしまった表土の土、搬出はどういう形でどこへどのようにするのか。

○参考人（ ）黒の1m分につきましては、外部搬出とい

う事で、近くの■■■■■■■■■■という土木業者さんへ搬出する予定です。

○参考人（■■■■■■■■■■）どこの学校もグラウンドに黒土と砂を混ぜてグラウンドを作るんですけど、そのために校庭のグラウンドを作るために搬出する。■■■■■■■■■■という会社がそういうのを専門にやっているの、黒土をうちの方で出して■■■■■■■■■■が黒土に砂を混ぜてグラウンドを作るそういう仕事をやっていますので土が大量に必要になります。

○11番（橘川 利一君）搬出する量はどのくらいになりますか。

○参考人（■■■■■■■■■■）2,700 m³です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。6月17日現地確認及び譲渡人に聞き取りを行いました。現地は先ほどお話した通り耕運状態です。そろそろ始まるという事で、作物は隣の畑を借りて農作物を作っているということです。その畑も赤土に土地改良した畑でした。譲渡人は長年一生懸命農業を営んでおられます。譲受人は吉岡でもその他でも多数農地造成をやっており、安心できるかと思えます。地元委員としては許可妥当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計3,688平方メートルでございます。転用目的は駐車場兼資材置場、転用理由は事業拡大に伴う駐車場兼資材置場の確保のためとでございます。場所につきましては、11ページをご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料2に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主にアスファルト舗装で、工期は許可日から180日間でございます。周辺への防除対策としましては、隣地及び道路の境界に安全鋼板を設置し土砂の流出を防止します。また、敷地北側、東側に浸透柵を等間隔に25か所を設置、敷地西側、南側に砂利敷き浸透槽を幅1メートル設置、入口に浸透柵を設置し、周辺農地や道路への雨水の流出を防止します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）整理番号5番の許可申請につきましては、現地を確認したところ雑草がやや伸びておりましたが、耕運すれば作付け可能な農地と判断しました。資料2の土地利用計画図の記載の通り土砂及び雨水の流失に対する防除対策が講じられていれば、近隣農地への営農に影響はないものと考えられます。転用面積は保管資材の量からして妥当と考えられます。これらのことから、第3班といたしましては転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をい

ただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]外1筆、地積合計3,688平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]）[REDACTED]と申します。よろしくお願ひします。転用を行う理由とこの地を選定した理由について、[REDACTED]は岐阜県にある会社でありまして、東京に営業所と横浜に1つ置場を持っている事業者でございます。事業拡大のために資材置場として、拡大をするための場所を確保したい事のスタートでございます。土地の使い方といたしましては図の通り、資材置き場として足場屋さんなので足場の資材を置くということが中心になります。こちらは間屋さんみたいな形になっていて、事業者は足場を利用したいという事業者さんが来て受け取りに来るパターンと、使いたいところに運ぶために輸送会社に来て、そこから積んで現場まで持っていくパターンと二通りありまして、そういった方々がこの敷地内に入ってきて資材を持って現場に行く流れがあります。

被害防除対策としては、周辺の部分道路側のところが砂利浸透層を設けて、隣地に雨水が漏れないように対策をさせて頂きます。北側と東側部分においては浸透柵25ヶ所設置することで、雨水が漏れないよう対応いたします。道路接道している部分の入り口部分は、同じく雨水浸透柵とグレーチングにて外に雨水が漏れないように対応いたします。周囲鋼板を設置することで、砂利や土砂が外に出ないようにと何か起きたための防除として建てることになっています。

隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、西側と南側は道路関係の行政の方とは協議済みとなっております。今回の計画で問題ないということでお話を頂いてございます。東側は転用する同じ地権者の方が持っている土地なので、了承済みの計画になっておりま

す。

工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期におきましては今回6か月を想定して進めております。工事自体はできるだけ早く進めていくということで、検討しております。おおよそ6か月間をもって進めていくことでご了承いただければと思います。工事の安全対策は周辺のところにカラーコーンを、入り口部分には鋼板が立っている状況なので安全性は担保していく流れになっています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

私から、以前から使っている道路に面した所から進入していくんですね。別な入り口は作らないですか。

○参考人（ ） 一切設けません。おっしゃる通り今まで使っていたところが入り口となります。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）鋼板を周りに設置するというのですが、高さ2mから3mありますが、こんな高く必要なんですか。

○参考人（ ） 目隠し的な部分でしたり、3mの部分と2mのところを設置します。元々西側、東側に鋼板ではないんですが設置されていて、その既存との調整をしながら使っていく認識です。目隠しの部分でいうと必要になってくるといふ事です。

○13番（新倉 賢一君）全面目隠しにしてしまうのですか。

○参考人（ ） そうですね。資材置場なので、防犯上を含めてあまり低い鋼板にしてしまうと、資材を盗まれてしまうという危険性も出てくるので、安全性を含めての鋼板設置の認識です。

○13番（新倉 賢一君）北側は耕作者は耕作している状況ですか。

○参考人（ ） 北側は雑種地です。農地は隣接していません。

○13番（新倉 賢一君）耕作地でなければ、高い方がいいかな。あまり高いと耕作に影響が出ちゃうんで、陽が当たらなくなった事例が市内でもありますので、その辺を聞いたかったので。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。

現地は過去にはかなり砂利とか入ってしまっていて、農地ではないような状況でした。数年前に農業委員会から指導があり、現在は農地として認められる形に農地に復元しました。それで新たに転用の申請がされたような場所でございます。周りは今お話がありましたように、工場、資材置場、残土置き場で、農地には囲まれておりません。農地に復元しておりますので、転用はやむを得ないと私は考えております。以上でございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に、議案第16号、農地法第3条目的の買受適格証明願事案についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書12ページから13ページをご覧ください。議案第16号、農地法第3条目的の買受適格証明願事案、整理番号1番でございます。買受適格の証明とは、裁判所の執行する農地の不動産競売に添付する書類です。落札者が農地取得できない者の場合は競売が成立しない可能性があるため、裁判所が農地取得できる者である旨の証

明の添付を求めるものでございます。農業委員会は、通常の3条許可申請における審査に準じて、農地の全部耕作要件や農機具、農業従事状況等から、農地が適正に管理できるかどうかで判断いたします。申請人は記載のとおりです。申請人の耕作面積469㎡、申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計2,016㎡でございます。申請理由は、経営規模の拡大を目的とした不動産競売の入札でございます。権利の種類は競売落札後の所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢[REDACTED]歳、綾瀬市におきまして申請地隣に現所有地である自作の畑469㎡を耕作し農業経営を行っており、申請地2,016㎡を所有することにより地積合計が2,485㎡となり、本市の下限面積である20アールを超えます。農業従事状況につきましては、申請人である本人及び子の計2名、従事日数は150日です。農機具は、耕運機等を保有しております。今後トラクターを購入予定です。以上により、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）整理番号1番につきましては、現地はしばらく作付けされていない不耕作地でありました。雑草が伸びていますが除草、耕運により作付け可能な農地でありました。隣接する現所有地は、サトイモ、トウモロコシ、枝豆等が作付けされていまして適正に農地として管理されておりました。第3班としては、今回の証明願案件は許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。

本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]外1筆、地積合計2,016平方メートルの畑に係る農地法第3条目的の買受適格証明願について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の4点についてお尋ねいたします。

- 1 農地の取得を行う理由について
- 2 農作業従事者、農機具の保有状況、申請地での農機具の利用予定等について

3 現住所から申請地までの距離、移動時間、一週間の耕作予定日数等について

4 現在の耕作状況と申請地取得後の営農計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（ ）横浜に住んでいる と申します。生まれは綾瀬市で、私は小学校、中学校は綾瀬で過ごしました。

1 農地の取得を行う理由については、農業経営の拡大を目指しています。今年息子が農業アカデミーを卒業し親子二人で農業に従事することができるため、これから農地を拡大して安定した収入を得て行きたいと考えております。

2 農作業従事者は、私と息子の二人です。農機具の保有状況は、耕運機、軽トラックを所有しています。今後はトラクター、刈払機、マルチャー、ハンマーカット管理機を予定しています。

3 現住所から申請地までの距離、移動時間、一週間の耕作予定日数等については、私の住んでいる現在地から申請地までは約24キロございます。移動時間は約1時間です。息子の住まいからは約3.6キロです。時間にして約10分程度です。一週間の耕作予定日数は、週3回予定してございます。余談ですが私は今年の春横浜市の援農ボランティア講座を卒業して、今後横浜市の農家さんの元で勉強のために1週間に1度程度通いたいと思っています。予定地から徒歩で5分位の所に210坪の土地を母から相続しております。ここは更地です。

4 現在の耕作状況と申請地取得後の営農計画については、5畝の畑を耕作しています。トウモロコシ、サトイモ、ヤマイモ、枝豆等十数品目を作っております。今後農地を取得した場合綾瀬市特産のトウモロコシの拡大、新規でブロッコリー、キャベツを挑戦したいと思っています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）追加して質問をします。こちら綾瀬の方に越してくる予定はないですか。

○参考人（ ）あります。先ほど説明しましたけれど5分位の所に210坪ありまして、現在物が建っているわけではないので、半分は畑になっております。売ることは考えていません。

○議長（古塩 貞夫君）そこに新居を構えて、この農地を取得できれば農業を本格的にやるということですか。

○参考人（ ）そうです。移ってまいります。

ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に質疑がありましたらご発言をお願いいたします。12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）息子さんはこれから農家だけでやるわけですか。それともお勤めされますか。

○参考人（ ） 勤め先に努めることはないと思います。

○12番（加藤 栄三君）現在作っているところを見たんですが、小さな物置がありましてそこに農業機械が入っているんですか。これからトラクター等々購入ということですが、置場はどこへ置きますか。

参考人（ ） 徒歩5分の所に置きます。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）将来的にはどういう計画ですか。

○参考人（ ） 将来農業を中心にやっていきたいと思います。私はそんなに若くないので、息子が後を継いでくれれば続けられると思います。綾瀬は使っていない畑がたくさんあります。友達も土地を貸してあげるという話もあります。

○13番（新倉 賢一君）耕作面積を増やしていく考えですか。

○参考人（ ） 種目を絞って広げていきたいと思っています。

○13番（新倉 賢一君）就農者、息子さんとお二人で将来計画があるということは非常に大変ですが、耕作面積を広げていくには、大変だと思いますが、その辺十分やっつけられる考えですか。

○参考人（ ） はい、思っています。

○議長（古塩 貞夫君）ここの土地を取得できる可能性はかなりあるんですか。

○参考人（ ） 競売なのでできると思ってやらない限りは、物事が進まないと思っています。

○議長（古塩 貞夫君）我々は、資格があるかどうか審査するので、わかりました。

参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議

の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 加藤委員

○12番(加藤 栄三君) 本件について、地元委員としては発言します。今回の買受適格証明願は申請人が所有している畑の隣接した20アールが競売に出されたので、入札に参加したいとの事でございます。6月17日現地確認しましたが、第3班のおっしやる通り、しばらく作付けはされていません。雑草が伸びております。ただ、たびたび耕運で作付けは可能と思われます。申請人は先ほどのご説明でも、芝原のご出身という事で、現在競売に参加する所から徒歩5分位での芝原なんです、ご実家がありましてご長男がそこに住んでおられます。そこに今説明で210坪の、そこは農地ではなく準工なんです所有されていると、そこに農機具を置くんだという事がわかりました。現在の畑はサトイモ、トウモロコシ、小豆等々きちんと耕作されています。息子さんと本人お二人でやられるということは非常に前向きであり、許可妥当と思えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条目的の買受適格証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、議案第17号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号40番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(推野主査) 総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。議案第17号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号40番でございます。申請人である賃貸人、賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積14,084.27平方メートル、申請地は

■■■■■、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 4 年で新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 14,084.27 平方メートルは、自作の畑 813 平方メートル、利用集積による畑 13,271.27 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。現在早川、吉岡地区を中心に利用集積で借り受けており、一帯で耕作されるとのごことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人の計 1 名、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）整理番号 40 番について報告いたします。現地の状況はトウモロコシが作付けがされていまして、農地として適正に管理されていまして、借人は更に経営規模の拡大を目指していますので、第 3 班といたしまして今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）本日審議なされます農用地利用計画につきまして、6 月 20 日第 3 班の委員の皆様と同行させていただいて、現地を確認しました。以後同様なので以後割愛させていただきます。整理番号 40 番、現地の状況はトウモロコシが作付けされておりました。今収穫適期と思われました。設定期間が 7 月 1 日からですが、収穫が早急に終われば来月からの貸し付けは可能と思われまます。借人は JA の下部組織でありますレタス部会、トウモロコシ部会に加入しておりまして、大変熱心に農業経営を行っておられます。以上のことから、推進委員として農用地利用集積計画決定は妥当であると考えております。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 40 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 41 番についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（椎野主査）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 41 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 43,550.35 平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 466 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 4 年で新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 43,550.35 平方メートルは、自作の田 4,114 平方メートル、自作の畑 7,585.72 平方メートル、自作の樹園地 6,229 平方メートル、利用集積による畑 25,621.63 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。申請地の隣地 2,131 平方メートル、道路を挟んで南側の隣地 2,132 平方メートルを利用集積で借り受けており、一帯で耕作されるとのごことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母、弟の計 3 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。9 番・鈴木委員

○9 番 (鈴木 洋一君) 整理番号 41 番について報告いたします。現地の状況は耕運状態で、農地として適正に管理されていました。借人は地域の農業の中心的な存在でありますし、熱心に農業に取り組んでおられますので、第 3 班といたしまして今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区 (内藤 昭宏君) 現地の状況は、先ほど第 3 班の代表委員が述べられた通りでございます。使用借人も熱心に農業経営を行っておられます。何ら問題ないと考えます。以上のことから利用集積計画決定は妥当であると考えます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 41 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長 (古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 42 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局 (椎野 主査) 総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 42 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 531 平方メートル、申請地は [] 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,195 平方メートルでございます。今までは []、[] の一部 531 平方メートルを耕作しておりましたが、今回からは []、[] の全部 1,195 平方メートルを耕作されるということです。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 までの 3 年間です。利用目的は施設野菜、設定初年は、平成 28 年で通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのこととでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積の 531 平方メートルは、利用集積による畑 531 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。また、賃借人は今回で 1,195 平方メートルを耕作されますが、平成 28 年の新規就農時に新たに農地を取得する場合の許可基準の一つである 20 アールを目指していく計画となっております。しかし、利用目的が施設野菜で、利用集積を活用してハウスを建てるのが難しい状況ですが、着実に経営規模の拡大が進めており、今後も規模の拡大を目指していくとのことです。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 200 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。9 番 鈴木委員

○9 番（鈴木 洋一君）整理番号 42 番について報告いたします。現地の状況はビニールハウスが 3 棟設置されております。一部ビニールの修理が必要になっておりますが、修理が終わればハウス栽培につきましては可能であると思われまので、第 3 班といたしまして今回の利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）現地の状況は、先ほど第 3 班の代表委員が述べられた通りでございます。ビニールハウスが 3 棟建ててございます。2 棟が概ねビニールが破れておりまして、近く張り替えを行うと事務局からご報告をいただいております。残り 1 棟につきましては、しっかり管理がなされておりました。過去 2 回の利用集積においても問題等がないことから、以上のことを考えまして農用地利用集積計画の継続は妥当であると考えます。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。第 1 地区 高橋推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）農用地利用集積は元々耕作ができない土地を、農業委員会で利

用集積をする。地上権を付けない、耕作権を付けないから、3年間貸してくださいと思いますが、整理番号42番は施設野菜となっておりますが、この物件に関しては賃貸人も賃借人も納得していると思われます。昨年、御所見であった会社倒産した件からすると最終的に返す時には、更地で返す約束も利用集積の土地を施設を建ててよろしいものでしたとあったと。5年位前に返さなくなった時どうするんだという話をしたことがあったと。去年吉岡で返す、返さないとなった。5年前綾瀬の場合は立てない方が良いねという事になりました。今回この土地は、そういう点では承知されているのでしょうか。借りた人は壊して返しますと言っていますが、去年の会社みたいに壊して返せない状態になった時、農業委員会で利用集積で3年間で返しますという約束の元に借りたものを、農業委員はどのような責任があるのかお聞きしたいです。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) この物件は私が委員になった時、確か物ができていたんですね。今、高橋推進委員がおっしゃったように、当時の農業委員会としては借りた人は、借地に施設は建てさせない方が良いでしょうということで、当時は一環としてとっていたと思うんです。本件につきましては当時もう建っていたと思うんですが、契約関係とか新規に申請があった時に地権者のやり取りとか情報はあるんですか。事務局で分かりますか。

○事務局(田中総括副主幹) 情報は確認できないですが、現在は貸し借りの手続きを間に入れて中間の手続きをするんですが、建物を建てる、建てないという話は当事者同士話していただいて、最終的にご心配されている返却の時に、原状回復していただく事はしていただいております。農業委員として契約行為はございませんので、お話をさせて頂いて確認させていただきます。こちらは、今回は更新になりますので、手続きをされる際にそういった旨の同意を取っていただいて、詳細を確認させていただいて原状復帰して、必ずハウス等を撤去していただくよう、一筆書いていただくようにしたいと思っております。

○議長(古塩 貞夫君) 原状復帰の条項みたいなものを提出させているんですか。

○事務局(田中総括副主幹) 今回提出はしてございません。

○議長(古塩 貞夫君) 指導はしているんですか。

○事務局(田中総括副主幹) 指導しています。

○第1地区(高橋 重雄君) 施設に貸してはいけないと言っているのではないです。契約上どうなのか、私たちは農家の味方なので、地域に帰って荒廃地になるような土地があれば、利用集積に農業委員に出してくれと話をするわけです。する時に昔からの地主の人は、地上権、耕作権等、昔いろいろ農地解放等あったので、そういうのがあるわけです。その時

そんなことはないです。3年後に更地に戻して綺麗な畑に返してくれるよという話で、話をやる訳です。貸してもらえばそれを使おうかな、3年たってもできないよと言われれば継続するという話をやるんですが、耕運すれば何とかかなってしまうので、施設とか果樹はどうにかなるものでないので、返してくれと言った時にだれが承知するんですか、という話なんです。もちろん借りた人が片付けます、果樹も全部整理します、更地で返しますという事であれば、何も問題ないですがもちろん約束はするんですね。するんですけれど死亡したとか、去年倒産したとなると、返しようがないですね。その時に農業委員会を通して貸せば、露地はまだいいんですが、果樹とか施設だれが責任を取るのか。壊すのは誰なのか。どういう考えで農業委員会としてやっているのか、確認したということです。

○議長（古塩 貞夫君）撤去を農業委員会が責任を取ると言うよりも、契約する時点で原状復帰するんですよという、お互いの約束事を事務局で指導していると思います。委員会としてどう責任を取るとかそういう取り決めもないし、その範囲だと思います。

○第1地区（高橋 重雄君）ハウスを壊すとか、果樹を伐採して更地にすると金のかかる問題なので、それを納得したらいいですが、できなかった場合どこに責任があるのか。

○議長（古塩 貞夫君）許可したんだから農業委員会が勝手に直せと言われかねないです。
事務局

○事務局（浦山事務局長）高橋さんのご意見ありがとうございます。今後農地利用集積を進めていく上での課題だと思います。そうだからと言って放置すると荒廃地がどんどん増えることになっていきますので、荒廃地を減らす目的で推進しなければいけないことです。そのために農業委員会も関わっているところではありますが、当事者間の契約の部分まですべて責任を及ぶということではないと思いますが、関わり方の部分につきましては、事務局の方でも勉強させていただいていきたいと。特に第三者契約に至るところは、やっているし市町村があるのか、保証のあり方そういうところを勉強させていただきたいと思っています。今、出来ることとしましては、貸す方、借りる方双方の、お約束の部分で市が適切な指導をして、実行に至るように努めるといったように限られていると思いますけれど、ご提案の件につきましては検討課題といたしたいと考えております。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の方でよろしく願います。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計

画決定事案、整理番号 42 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 43 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(椎野主査) 総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 43 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 14,880 平方メートル、申請地は[]外 1 筆、地目畑、地積合計 1,728 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 22 年で通算 5 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は[]歳、耕作面積の 14,880 平方メートルは、綾瀬市における利用集積による畑 2,607 平方メートル、厚木市における利用集積による畑 1,332 平方メートル、藤沢市における利用集積による畑 10,941 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、バインダー等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。9 番 鈴木委員

○9 番(鈴木 洋一君) 整理番号 43 番についてご報告いたします。現地の状況はサトイモ、トマト、獅子唐等が作付けされておりました。他に耕運状態の所とマルチが張られて作付けの準備の形になっておりました。農地として適正に管理されていると認められましたので、第 3 班として利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認してい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤
推進委員

○第2地区(内藤 昭宏君)整理番号43番につきまして、現地の状況は第3班の委員が述べられた通りです。農地として適正に管理されていると認められました。以上のことを鑑みまして、利用集積計画の継続に妥当だと、推進委員として考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号43番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号44番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(椎野主査)総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号44番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積4,758平方メートル、申請地は■■■■■、地目畑、地積495平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和元年で通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、23ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の4,758平方メートルは、利用集積による畑3,888平方メートル、利用集積による樹園地870平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機3台、防除機2台等を保有しております。農業従事者は、本人及び子の計2名、従事日数は310日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。

す。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）整理番号44番についてご報告いたします。現地の状況はトウモロコシが作付けされておりました。農地として適正に管理されていると認められましたので、第3班として利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤 推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号44番について、現地の状況はトウモロコシの作付けがなされており、収穫間近と見受けました。農地としてしっかり管理されておりました。事務局からお伺いした話ですが、使用借人の息子さんは今年綾瀬市園芸協会ナス部会に加入されまして、ナスの市場出荷に取り組んでおられると聞いてございます。以上のことを鑑みまして、利用集積計画の継続に妥当だと考えます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号44番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第18号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書24ページから25ページをご覧ください。議案第18号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計1,785㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用

を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年6月25日から令和4年6月24日まででございます。相続開始年月日は、平成6年11月30日で、今回が9回目の証明願でございます。申請地は、市街化区域でございます、平成4年11月13日に生産緑地に指定されております。場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢■歳、農機具は、耕運機2台、防除機等を保有しております。農業従事者は本人1名、従事日数は80日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）整理番号6番について報告いたします。申請地は地積が1,785㎡ございまして、約半分は作付け前の耕運状態でした。残りはサトイモ、ナス等が作付けされ果樹の柿も栽培されておりました。申請者は意欲的に農業経営に取り組んでおられます。農地として適正に管理されていると認められましたので、第3班といたしましては引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 比留川晴雄委員

○8番（比留川 晴雄君）本件につきまして、地元委員として発言します。6月20日に第3班の一員として現地の確認を行っております。現地は今第3班の代表の方が報告された通りで、農地として管理されておりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は願出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第6号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願

ます。

○事務局長（浦山事務局長） それでは、議案書の26、27ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が2件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が3件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりましてご報告いたします。恐れ入りますが、議案書の26ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号7番、8番の2件でございます。転用の内容は、整理番号7番、8番ともに駐車場で、地積合計941平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。続きまして、27ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号10番から12番までの3件でございます。転用の内容は、整理番号10番、12番が住宅敷地、11番が駐車場で、地積合計2,341.56平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。


（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これをもちまして、報告第6号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第24回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。


11時20分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

森山 謙治 

綾瀬市農業委員会委員

比留 利三 